

論文の内容の要旨

論文題目：中小建設業における安全活動推進のための公的支援・指導の実態と課題に関する研究

氏 名：高 木 元 也

わが国の建設業における労働災害による死亡者数は、長期的には大幅に減少したが、今後、更なる減少を図るためには、大手建設業者と比べ安全活動の推進力の向上が課題とされる中小建設業者に対し、公的支援・指導を充実させる必要がある。

そこで、本研究は労働安全行政施策が定める小規模建設工事（水道工事）を対象に、中小建設業の安全教育の実態を把握し課題を抽出しつつ、労働安全行政施策において、建設業の公的支援・指導の担い手とされる労働安全行政、発注者（公共工事発注者）、関係業界団体（専門工事業団体）を対象に、支援・指導の実態を把握し課題を抽出した。

小規模建設工事を担う中小建設業者が抱える課題としては、中小元請業者の労働災害防止意識が低いこと、労働安全行政の重点指導事項である安全教育の推進が十分とはいえないことが明らかとなった。特に、従業員5人以下の業者、2次以下の下請業者、一人親方は、他と比べ安全教育の実施頻度が少なく、小規模建設業者の多くは、安全教育に有効とされる労働災害事例が活用されず、社内に講師を務める者がおらず、教育に活用できる機器も十分ではなかった。

公的支援・指導の課題としては、労働安全行政は小規模建設工事の実態が把握できない、専門工事業団体は業者加盟率が低い業種や安全活動支援を行っていない団体があるなど、支援・指導すべき中小建設業者を見つけられないことが明らかとなった。

また、労働安全行政は、技術的指導を担う技官の採用が抑制され、公共工事発注者は、工事担当職員数の不足、職員に対する安全教育が不十分、労働災害防止が所掌業務に定められていないこと、労働災害データ等を取り扱う専門組織がないこと、町村等小規模地方自治体は総じて支援・指導の取組が低調なことなど、公的支援・指導側の人材・体制が十分でない課題が明らかとなった。

さらに、労働安全行政は、指導に当たり労働災害の詳細分析結果を必要とし、公共工事発注者は、自らの工事で発生した労働災害データの活用が不十分であるなど、支援・指導に必要な各種ツールが不足している課題も明らかとなった。

その他にも、労働安全行政は、小規模建設工事に対する指導方針である事業場単位ではない施工業者単位での体制整備の指導は、小規模建設工事に見受けられる安全管理水準の低い中小建設業者には困難が予想され、また、公共工事発注者は、国が推進する入札における事業者の自主的な安全活動を評価する仕組みの導入が進んでおらず、専門工事業団体の多くは、会員が中小建設業者のため財政的余裕がなく、十分な支援・指導を行うことが困難であるなどの課題が明らかになった。

これら課題の解決策を見出すため、欧米諸国の労働安全衛生行政における中小企業施策の事例調査と、それら事例のわが国への適用を検討するため、労働安全行政経験者に聞き取り調査を行ったが、その結果、欧米諸国における a)労働災害を含む経営全般リスクの総合的支援、b)中小企業の経営支援を所管する行政との連携、c)大企業による中小企業支援の仕組みづくり、d)労働安全関係法規を理解促進させる取り組み、e)企業等の依頼に応じた行政支援、f)慈善団体や中小企業等組合への支援、g)中小企業への新たな規制による労働安全推進等が解決策の参考になることが明らかとなった。